

愛読者各位

株式会社日本法令出版課

『新訂版 詳解 障害年金相談ハンドブック』（平成 28 年 10 月 20 日発行）
お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。
謹んでお詫び申し上げます（青字が追加修正箇所です）。

記

- P. 61 注釈
【誤】 4) 年管管 0628 等 7 号 → 【正】 4) 年管管 0628 第 7 号
- P. 77 上から 5 行目 2 箇所、上から 8 行目
【誤】 下肢 → 【正】 上肢
- P. 80 下から 10 行目
【誤】 裁判書 → 【正】 裁判所
- P. 118 上から 13 行目
【誤】 裁決集平成 17 年国年関係 77 頁 → 【正】 裁決集平成 17 年国年関係 44 頁
- P. 296 下から 11 行目
【誤】 仮に、 → 【正】 仮に、治り得る病気だとしても、少なくとも本人としては、
- P. 486 下から 5 行目
【誤】 障害年金の割合は 3.7% → 【正】 障害年金の割合は 3.6%
- P. 502 上から 14 行目
【誤】 妥当性がないことに合理性があります。 → 【正】 妥当性はありません。
- P. 512 上から 7 行目
【誤】 平成 28 年 5 月 20 日が誕生日 → 【正】 平成 28 年 5 月 20 日が 20 歳の誕生日
- P. 595 最下部に執筆者を追加
(安部敬太)
- P. 780 上から 2 行目
【誤】 審査会法によれば、 → 【正】 審査会法に伴って、

●P. 780 本文上から 6 行目

【誤】厚年法は「審査請求をした日から 2 月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる」(91 条 3 項)としています

【正】「審査請求をした日から 2 月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる」(国年法 101 条 2 項、厚年法 91 条 3 項)とされています

●P. 792 本文末に追記

第三者行為事故が発生した月の翌月以降に当該第三者行為事故に係る給付の受給権を取得した場合には、下記によって算出した期間に相当する月数から、第三者行為事故が発生した月の翌月から受給権を取得した月までの月数を控除した月数をもって給付を行わない期間とされます。つまり、上記の最大 36 月の支給停止は、事故発生日の翌月からカウントされるということです。

●P. 781 本文上から 3 行目

【誤】上記 1 号により、

【正】上記 1 号の「審査請求」には再審査請求も含まれると解されるため、

●P. 800 最下部に執筆者を追加

(倉本貴行)

●P. 802 上から 7 行目

【誤】繰上げ請求する前に、 → 【正】上記ロの場合で、繰上げ請求する前に、

●P. 859 上から 12 行目

【誤】特効援用 → 【正】時効援用

●P. 802 上から 4 行目

【誤】繰上げ請求をする前に、 → 【正】上記ロの場合で、繰上げ請求をする前に

●P. 925 チェックポイント 2 行目

【誤】「給与所得控除後の金額」

【正】「給与所得控除後の金額から、国年令 6 条の 2 第 2 項に定められた額（社会保険料、医療費控除、配偶者や扶養家族の障害者控除等）を控除した後の金額」

●P. 936 上から 5 行目

【誤】03-5843-9681 → 【正】03-5155-1933

●P. 937 上から 7 行目

【誤】03-5843-9681 → 【正】03-5155-1933

●P. 973 上から 6 行目

【誤】(Q 4-35 の II 1 (ア) 参照) → 【正】(Q 4-35 の II 1 (1) 参照)

●P. 969 図表外

【誤】 が目安では2級または3級

【正】 の上2つ(判定「2.5～」と「2.0～」)が目安では2級または3級、一番下(判定「1.5～」)は3級

●P. 997 上から10行目

【誤】現症日1年間 → 【正】現症日以前1年間

●P. 1022 上から3行目

【誤】動作を行って → 【正】動作を行ってもらい

●P. 1065 図表2行目1列目

【誤】平成8年4月1日 → 【正】平成38年4月1日

以 上